

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県国際経済振興協会（以下「協会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事及び監事は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が協会の用務のために旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項による旅費の額は、宮城県職員について適用される条例を準用するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人宮城県国際経済振興協会の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行する。